

秋間みのりが丘で

住宅建築をされるお施主様 / 住宅等の工事をされる皆様へ

2023年 4月 1日
秋間みのりが丘建築協約運営委員会
みのりが丘区会

秋間みのりが丘 建築協約申請手続きにかかるご案内

安中市秋間みのりが丘区では、住まう皆様全員で良好な街並・環境の維持を行っていくことを目的として「建築協約」が制定されております。建物や外構を新築される場合、番街ごとに制定された建築協約に整合した設計・施工が必要となります。以下のことにご注意下さい。

- 施工に着手する前に、事前に建築協約運営委員会に整合審査の申請を行ってください。
原則、建築確認申請前に、配置図、平面図、立面図、矩計図、外構植栽図（平面図・断面図等）等、建築協約への整合確認が取れる図面をご用意いただき、**審査料 2 万円**（2023年4月1日以降の申請分）を添えて運営委員会まで申請してください。（提出先は(有)城田建築設計事務所になります。）審査は申請受理から概ね 1～2 週間で審査の合否が通知されます。
- 審査時には、外構工事も含めて確認いたしますのでご注意ください。
事前審査時には外構工事についての確認も行います。但し、審査後の計画変更や、当初段階で外構工事の審査が行えない場合には、工事施工前までに再度確認する必要がございます。なお、建築協約への抵触が懸念され、専門的・技術的な確認が必要な場合は、再度審査の申請をしていただくこととなります。この際には、再度審査料がかかりますので、こちらにつきましてもあわせてご承知おきください。
- 万一、施工後に建築審査違反が確認された場合は、是正措置が請求されます。
事前審査の未申請や審査後の変更及び審査内容との相違により、建築協約違反が確認された際は、原則として、建築協約運営委員会より是正措置の請求が行われることとなります。その際、是正に関する諸費用に関しましては施主の皆様のご負担となりますので、予めご承知おきいただくとともに、施工時に業者に確認する等くれぐれもご注意ください。

協約内容や審査申請手続きなど詳細につきましては、秋間みのりが丘建築協約運営委員会にて書面を配布しております。審査機関にて同書面の入手も可能です。下記お問い合わせ先までお気軽にご連絡ください。

<お問い合わせ先>

<審査機関>

秋間みのりが丘建築協約運営委員会

〒379-0109 安中市秋間みのりが丘 3-174

TEL: 090-5219-5396

(みのりが丘区長につながります)

(有)城田建築設計事務所

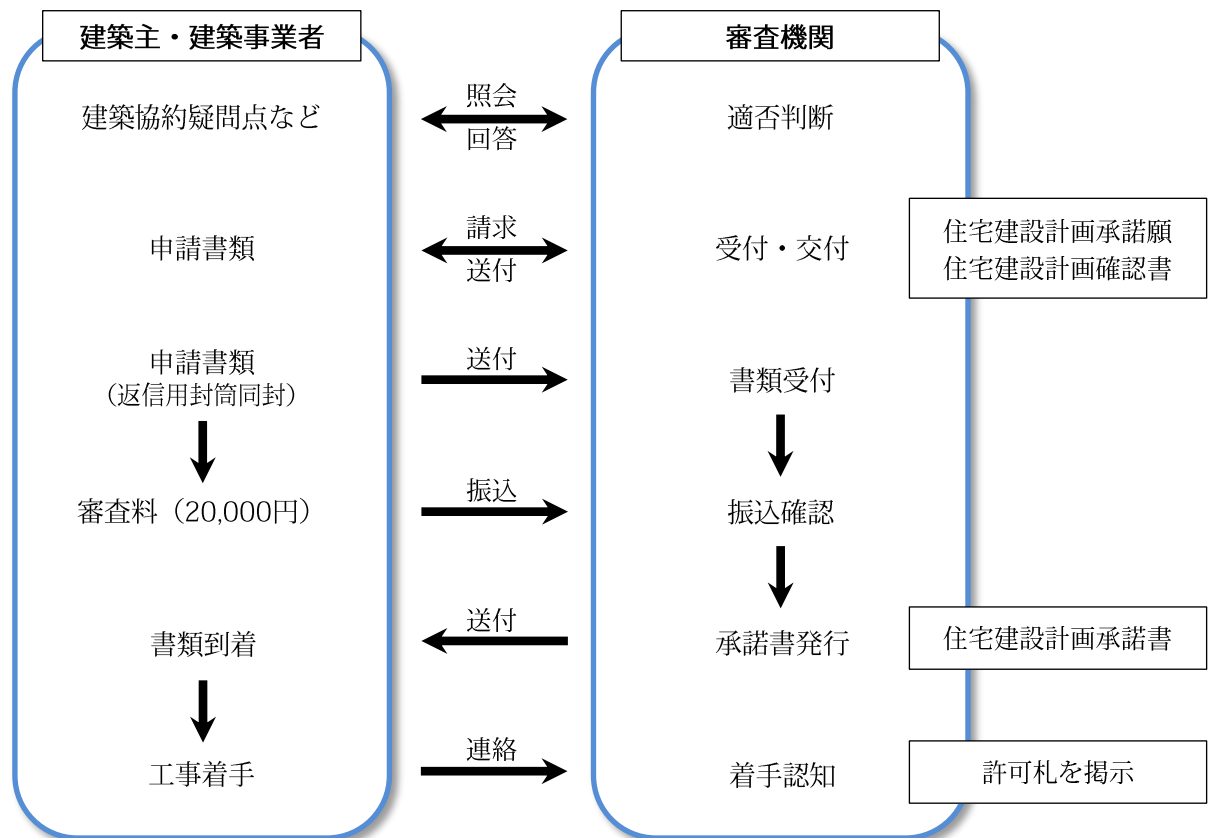
〒370-0861 高崎市八千代町 3-8-15

FAX: 027-325-6175

E-mail: t-sirota@key.ocn.ne.jp

*問合せはFAXまたはメールにてお願いします

建築協約審査申請の流れ



【審査機関】

(有)城田建築設計事務所

☎370-0861 高崎市八千代町 3-8-15

F A X : 027-325-6175

E-mail: t-sirota@key.ocn.ne.jp

*問合せはFAXまたはメールにてお願いします

【審査料振込口座】

金融機関名：ゆうちょ銀行

支店名：0四八(ゼロヨンハチ)支店 店番:048

口座種類：普通預金

口座番号：15218871

口座名義：アキミノリガ オカケンチキョウヤクウンエインカイ

秋間みのりが丘における建築工事に伴うお願い

1. 日曜日の工事は行わないこと。早朝、夜間などの工事を行わないこと。
2. ラジオ等をかけながらの工事を行わないこと。
3. 隣接宅地は無断で車両等の乗り入れや、資材の仮置き等を行わないこと。
(承認を得た場合でも、工事終了後は原状回復を確実にすること。)
4. 工事用車両などの駐車については、交通の妨げにならないよう十分配慮し両側駐車はしないこと。駐停車中のアイドリングはしないこと。
5. 住宅街の道路では時速30km以下での徐行運転とし、歩行者や児童の飛び出しにも十分注意すること。
6. 境界杭には触れないこと。